省　令

○外務省令第十一号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十日

外務大臣　河野　太郎

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第一条関係）	**別表**（第一条）
【略】	【同上】
大洋州地域	大洋州地域
【略】	【同上】
ヌクアロファ（トンガ）	ヌクアロファ（トンガ）
ポートビラ（バヌアツ）	【加える。】
【略】	【同上】
中南米地域	中南米地域
【略】	【同上】
リオデジャネイロ（ブラジル）	リオデジャネイロ（ブラジル）
レシフェ（ブラジル）	【加える。】
【略】	【同上】
備考　表中の【　】の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十九号）の施行に伴い、児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（接近禁止命令）	（接近禁止命令）
第三条　都道府県知事又は児童相談所長が法第十二条の四第一項の規定に基づき命令をする場合における期間は、初日を含めて六月を超えない期間とする。	**第三条**　都道府県知事が法第十二条の四第一項の規定に基づき命令をする場合における期間は、初日を含めて六月を超えない期間とする。
2　（略）	2　（略）
（接近禁止命令の取消し）	（接近禁止命令の取消し）
第五条　都道府県知事又は児童相談所長は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。	**第五条**　都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
2　（略）	2　（略）
（延長者等の特例）	（延長者等の特例）
第八条　児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第六条の規定を適用する。	**第八条**　児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第三条から第六条までの規定を適用する。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項に	2　延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項に